

## 数値目標

指 標	現 況	2029 年度末	出 典
周産期死亡率（出生千対）	2.9 （全国 3.3）	2.9 未満	「令和4年人口動態統計」（厚生労働省）
新生児死亡率（出生千対）	0.6 （全国 0.8）	0.6 未満	「令和4年人口動態統計」（厚生労働省）
周産期母子医療センター及び病院勤務産婦人科医師 1 人当たりの年間取扱分娩件数	87.3 件 （全国 66.0 件）	66.0 件	「令和5年度宮城県周産期医療機能調査」（県保健福祉部） ※全国：「人口動態統計」「医師・歯科医師・薬剤師統計」（厚生労働省）
災害時小児周産期リエゾン委嘱者数	20 人	26 人	県保健福祉部調査（令和4年度）

### <周産期医療の用語について>

- 周産期  
妊娠22週から出生後7日未満までの期間
- 新生児期  
生後から生後28日未満までの期間
- 乳児期  
生後から1歳未満までの期間
- 周産期死亡率  
 $\text{年間周産期死亡数} \div (\text{年間出生数} + \text{年間の妊娠満22週以後の死産数}) \times 1,000$
- 出生率  
 $\text{年間出生数} \div 10\text{月1日現在日本人口} \times 1,000$
- 新生児死亡率  
 $\text{年間新生児死亡数} \div \text{年間出生数} \times 1,000$
- 乳児死亡率  
 $\text{年間乳幼死亡数} \div \text{年間出生数} \times 1,000$
- 妊産婦死亡率  
 $\text{年間妊産婦死亡数} \div \text{年間出生数} \times 100,000$
- 早産・過期産  
在胎週数22週から36週で出産することを早産、在胎週数42週以降の出産を過期産という。
- 人口動態統計  
1年を通して厚生労働省が行う出生・死亡・死産等の集計
- 宮城県周産期医療機能調査  
宮城県内の産科・産婦人科、助産所等の医療従事者数や分娩状況等の調査
- 未受診妊婦  
全妊娠経過を通じての産婦人科受診回数が3回以下、又は、最終受診日から3か月以上受診がない妊婦
- 飛び込み出産  
未受診妊婦又は産気づいて初めて医療施設を受診する妊婦が出産すること
- 災害時小児周産期リエゾン  
災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県より任命されたもの
- 周産期医療圏  
周産期医療の提供体制に係る圏域の呼称。宮城県では二次医療圏と同一である。